

事務連絡  
令和6年6月3日

関係各位

沖縄県選挙管理委員会

沖縄県議会議員一般選挙にかかる点字投票及び代理投票の  
リーフレットの配布について（依頼）

日頃より、当委員会の選挙啓発活動等に格別のご理解及びご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和6年6月16日に実施予定の沖縄県議会議員一般選挙について、投票方法の周知するため、別添のリーフレットを作成しております。

つきましては、投票率向上をはかる取組とご理解いただいた上で、貴職の管理する施設において掲示や備え付け等の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 送付物 沖縄県議会議員一般選挙  
点字投票及び代理投票リーフレット
- 2 掲示場所等 貴施設内の人目につきやすい場所等
- 3 掲示期間  
告示日から選挙期日  
令和6年6月7日（金）～令和6年6月16日（日）

【問い合わせ先】

沖縄県選挙管理委員会

金城 智子

TEL: (098) 866-2134 FAX: (098) 869-0289

Email: teruytmk@pref.okinawa.lg.jp

しょう り ゆう じ ぶん とうひょうよう し きにゆう むずか かた  
障がいなどの理由でご自分で投票用紙に記入することが難しい方へ

だい り とうひょう てん じ とうひょう せい ど  
**代理投票**や**点字投票**の**制度**を  
り よう  
ご利用いただけます。



あなたの大切な一票を投じるお手伝いをします。

だい り とう ひょう  
**代理投票**



だいひつがかり かくにんがかり  
▲代筆係 ▲確認係

だいりとうひょう おこな ばあい うけつけ ほんにん  
**代理投票を行いたい場合は、受付でご本人が**

だいりとうひょう おこな つた  
**「代理投票を行いたい」と伝えてください。**

とうひょうようし も じ きにゆう ばあい とうひょうかんりしゃ  
投票用紙に文字を記入できない場合は、投票管理者に  
だいりとうひょう おこな つた とうひょうようし きにゆう てつだ  
「代理投票を行いたい」と伝えると、投票用紙への記入を手伝っ  
てくれる方が二名選ばれて、その一人があなたの指示に従って  
とうひょうようし きにゆう ひとり し じ したが  
投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりかどうか確認します。

てん じ とう ひょう  
**点字投票**



てんじき  
▲点字器

てんじとうひょう おこな ばあい うけつけ ほんにん  
**点字投票を行いたい場合は、受付でご本人が**

てんじとうひょう おこな つた  
**「点字投票を行いたい」と伝えてください。**

とうひょうじよ てんじとうひょうよう とうひょうようし てんじき ようい  
投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器の用意があり、  
てんじ とうひょう  
点字での投票ができるようになっています。

くわ も よ しちょうそんせんぎょ かん り いんかい じ むきょく と あ  
◆詳しくは最寄りの市町村選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

あま さぞ ちゆうい  
**甘い誘いに注意！**

かね わた こうほしゃ とうひょう  
**お金を渡すから、この候補者に投票してね**

しょくじ とう どうひょう  
**食事をおごるから、この党に投票してほしい**

ねが ひと  
といったお願いをしてくる人もいますが、  
ねが いほう  
そういったお願いをすることは**違法**です。  
ねが どうい  
そのお願いに同意してもいけません。



じぶん いし とうひょう  
**自分の意志で投票を！**

だいじ こうほしゃ こうやく しら など  
大事なことは、候補者の公約を調べる等して

じぶん いし とうひょう  
**自分の意志で投票すること**です。

じぶん とうひょう おも こうほしゃ せいとう  
自分の投票したいと思う候補者や政党を、

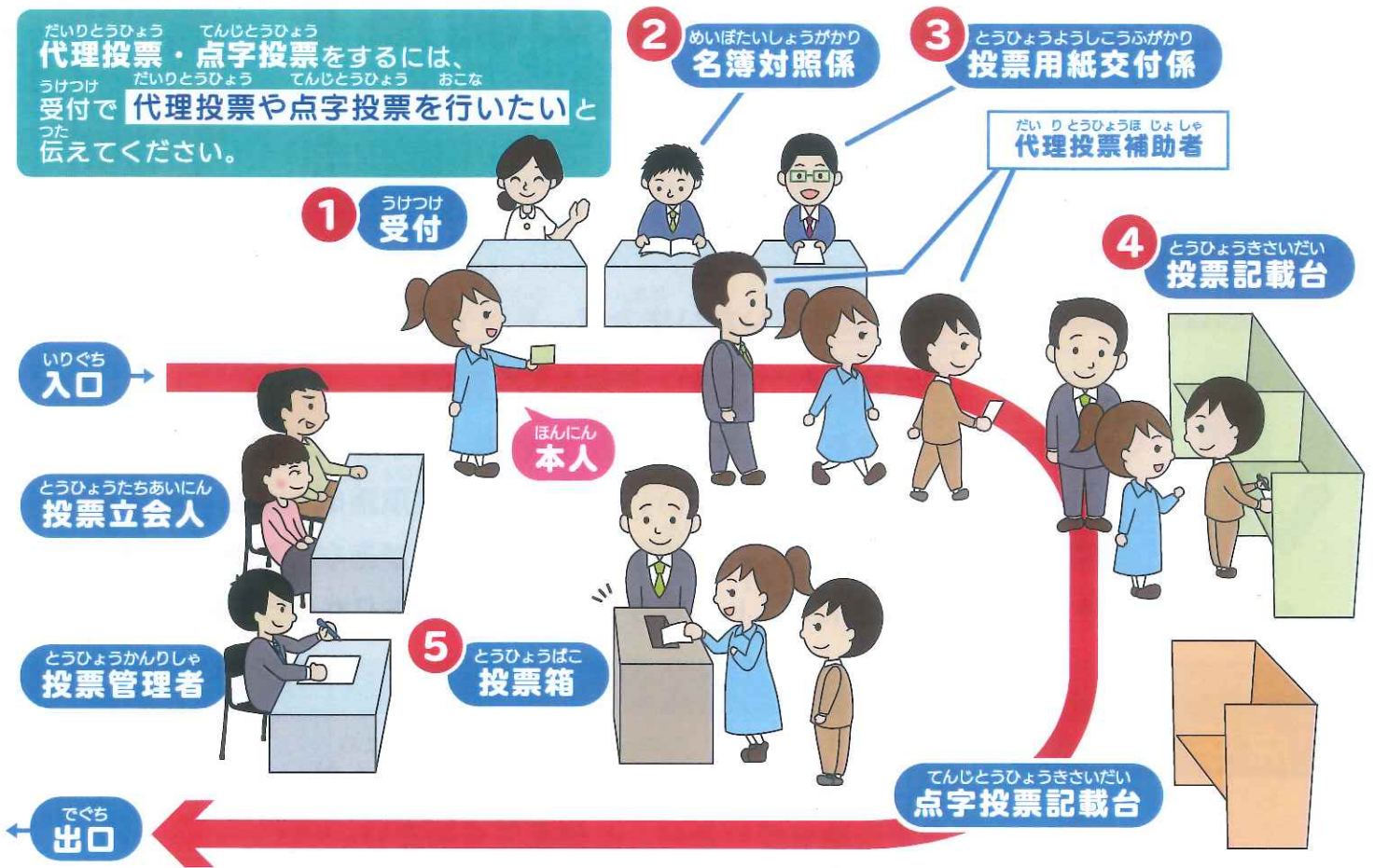
かんが  
じっくり考えてみませんか。



とどけよう あなたの声を 投票で



# とうひょうじょ 投票所ってどんなところ？ 投票所の様子



- 候補者の氏名を記載したメモなどを持ち込むことができます。  
ただし他の投票者にメモの内容が見えないようにしてください。
- 代理投票では、投票所の事務員2名が投票用紙への記入を手伝います。  
付き添いのご家族が代わりに投票用紙に記入することはできません。
- 点字投票に必要な道具は、投票所で借りられます。

## だいりとうひょう ちゅうい てん 代理投票の注意点

- 投票所の受付までは、ご家族やヘルパーの方が付き添うことが可能です。
- 代理投票の希望をご本人が口頭もしくはメモ等でお伝えください。  
(ご家族やヘルパーの方が代理投票を申し出ることはできません。)
- 原則として、ご家族やヘルパーの方が投票に同伴することはできません。  
(障がいの特性などに応じて、投票の秘密に配慮した上で同伴できる場合がありますので、投票所の担当者にご相談ください。)
- 投票を中断することも可能です。(一度投票所の外で休んでから、再入場ができます。)